

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和55年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年9月まで

私は、昭和52年2月に国民年金に任意加入して保険料を納付していたが、途中から保険料を滞納したため区役所から呼び出しを受けた。

その際、「任意加入であるため、最後に保険料が納付されている時点までさかのぼって資格喪失手続きができる。」と言われ、「ここまで納付している。」と言われた日付で資格喪失手続きを行った。

平成20年9月に引っ越しした際、申立期間の領収書が見つかったので、念のため社会保険事務所（当時）に確認に出向いたところ、「資格喪失日後の期間のものであるため、納付とは認められず、今回還付手続きをとる。」との回答があった。

しかし、私は、申立期間の保険料を、その直前の半年間の保険料と同日に納付しているのに、資格喪失手続きに手違いがあったのではないかと思う。

申立期間について、国民年金の納付済み期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の領収書を保管している上、特殊台帳及びA市保管の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間は納付済みと記録されていることが確認できる。

また、申立人保管の申立期間に係る納付書・領収証書を見ると、納付期限については、いずれも昭和55年12月末日と機械出力されており、当該納付書・領収証書は、同年9月分保険料の納期限を経過した同年11月以降に再交付されたものと推認できることから、少なくとも当該納付書・領収

証書が再交付された時点においては同年4月1日に資格喪失の申出があったとは考え難く、資格喪失手続に手違いがあったとする申立人の主張は信憑性^{しんぴょうせい}が高い。

さらに、申立人は資格喪失手続を行った際の状況を鮮明に記憶していることから、「申立期間の終期である昭和55年9月分の保険料の納付を最後に資格喪失手続を行った。」とする申立ては自然であり、A市保管の国民年金被保険者名簿に申立期間が納付済みと記録されていることからみても、申立人は、資格喪失の申出を、申立期間の保険料を納付した昭和56年4月7日以降に行ったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間は国民年金の任意加入被保険者であった期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から 63 年 5 月までの期間、同年 10 月から平成元年 9 月までの期間及び 2 年 8 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 12 月から 63 年 5 月まで
② 昭和 63 年 10 月から平成元年 9 月まで
③ 平成 2 年 8 月から同年 9 月まで

若い頃から両親が年金や健康保険については大変厳しく、必ず納付するように言われていた。当時、仕事を変える都度、A 市役所で国民健康保険の加入手続を行った際に、国民年金の加入手続も一緒に行い、少ない給料・アルバイト代を振り分けて、国民年金保険料については、銀行に納付書で納付していたことをはっきり覚えている。

知人が、「自分は納付した覚えのない記録のあるねんきん特別便が届いた。」と言っていた。私が納付した保険料が他人の記録になった可能性もあると思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「仕事を変える度に、すべての申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、納付書で国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、オンライン記録による申立人の国民年金被保険者資格取得日と申立人が提出した年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」がいずれも平成 3 年 4 月 1 日とされていることが確認でき、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、この時点では、申立期間①及び②の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間①について、申立人は、「B 社を離職後、国民健康保険を使用し、C 病院に入院した。」と主張しているところ、同病院の患者登録情報には、健康保険組合を使用した記録が確認でき、初診日が B 社在

籍時であることから、健康保険組合の継続療養であったと推認され、申立人の主張には不自然さが見られる。

さらに、申立期間③について、申立人は、「D県庁内での臨時職員勤務の際の異動時における2か月であり、期間も短期間であることから、加入手続をしたかどうか自信が無い。」としている。

加えて、申立人がすべての申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにすべての申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が、「知人が、納付した覚えのない記録のあるねんきん特別便が届いたと言っており、私が納付した年金が他人の記録になった可能性がある。」と主張していることについては、オンライン記録により、生年が申立人の生年の前後4年間に含まれ、かつ、申立人と同姓同名の者は、D県内に4人おり、いずれも申立期間における国民年金保険料の納付記録は無いことが確認できることから、申立人の納付記録が同姓同名の者に紛れたとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月までの期間及び 62 年 8 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 8 月から平成元年 3 月まで

町役場の年金課職員が何度か国民年金保険料の未納分を支払うように自宅まで説得に来て、年金は必ず受給できるからという担当者の説得を受け、私の母親から 100 万円を借りて夫婦二人の国民年金保険料 58 万 5,200 円を納付し、残りは生活費に充てたことを覚えている。保険料は A 銀行で納付し、領収印が押された控えを受領した記憶がある。また、銀行が釣銭を間違えたということで自宅に銀行員 3 人が謝罪に来たことを覚えており、保険料を納付したことは間違いないので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、申立期間①直後の昭和 62 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料と申立期間②直後の平成元年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を平成元年 6 月 27 日及び同年 7 月 31 日に納付していることが確認でき、この時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「申立期間①及び②に係る夫婦二人の国民年金保険料として 58 万 5,200 円を納付した。」と主張しているものの、納付時期が不明確である上、その金額は、申立期間①及び②について実際に納付した場合に必要な国民年金保険料額と大きく乖離^{かいり}しており、申立人の主張内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、国民年金保険料納付勧奨のために自宅へ訪問したと申立人が供述している町役場職員は、申立期間①及び②当時に年金業務に従事していなかったことが確認されている上、申立期間①及び②当時、年金業

務に従事していた3人の担当者はいずれも、「申立人については記憶が無い。」としており、申立人の主張を裏付けることができない。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月までの期間及び 62 年 8 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 8 月から平成元年 3 月まで

町役場の年金課職員が何度か国民年金保険料の未納分を支払うように自宅まで説得に来て、年金は絶対受給できるからという担当者の説得を受け、妻の母親から 100 万円を借りて夫婦二人の国民年金保険料 58 万 5,200 円を納付し、残りは生活費に充てたことを覚えている。保険料は私の妻が、A 銀行で納付し、領収印が押された控えを受領した記憶がある。また、銀行が釣銭を間違えたということで自宅に銀行員 3 人が謝罪に来たことを覚えており、保険料を納付したことは間違いないので、申立期間の保険料が未納されていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻も未納である上、申立人の妻のオンライン記録によると、申立期間②直後の平成元年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料が同年 7 月 31 日に納付されていることが確認できることから、申立人についても同様に、当該期間の国民年金保険料が同年 7 月 31 日に納付されていたものと考えられ、この時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の妻は、「申立期間①及び②に係る夫婦二人の国民年金保険料として 58 万 5,200 円を納付した。」と主張しているものの、納付時期が不明確である上、その金額は、申立期間①及び②について実際に納付した場合に必要となる国民年金保険料額と大きく乖離^{かいり}しており、申立

内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、国民年金保険料納付勧奨のために自宅へ訪問し、申立人の妻に納付勧奨したとするB町役場担当者は、申立期間①及び②当時に年金業務に従事していなかったことが確認されている上、申立期間①及び②当時、年金業務に従事していた3人の担当者はいずれも、「申立人については記憶が無い。」としており、申立人夫婦の主張を裏付けることができない。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 397 (事案 295 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、A 市内の市場で、昭和 32 年から平成 15 年までの 46 年間、ほぼ無休で果物等を販売していた。私は市役所へ行ったことはないが、市場から近かった市役所の年金係の女性がよく集金に来ていたので、その際国民年金に加入した。

昭和 46 年に、一度に納付すれば、さかのぼって加入したようにできるとのことだったので、手元にあった現金の中から、過去 10 年分の国民年金保険料 4 万 5,000 円を納付し、それ以降は毎月納付した。集金の時にお金が無かったことは一度も無い。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和 47 年 3 月 10 日から同年 6 月 21 日までの間に、A 市で払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、及び申立期間は、国民年金の強制適用期間ではなく、任意適用期間であり、オンライン記録でも、申立人が昭和 47 年 4 月 10 日付けで任意適用被保険者となっていることが確認できるため、申立期間はさかのぼって国民年金保険料を納付することができない期間であること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき年金記録の訂正は必要でないとする通知（平成 20 年 12 月 10 日付け）が行われている。

申立人は、当初、昭和 39 年から 40 年頃としていた申立てを変更し、昭和 46 年に過去 10 年分の国民年金保険料 4 万 5,000 円を納付したと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 398 (事案 347 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 9 月まで

私が A 市に住んでいた折、国民年金制度ができることを聞いたので、昭和 36 年 4 月ごろに市役所へ出向き、国民年金の任意加入の手続を行った。国民年金保険料は、私自身が毎月市役所へ行き現金で納付した都度、窓口で、最初は 100 円と書かれた小さな紙をもらっていたので、家計簿に貼っていた。手帳はもらっていなかった。

また、私が B 市へ引っ越した後の昭和 46 年 1 月、市役所に国民年金の手続に行った際、前住所地でも保険料を納付していた旨を申し出たところ、A 市での任意加入等の事実が確認できないということで、初めて年金手帳をもらった。

申立期間について、未加入、保険料未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B 市保管の国民年金被保険者名簿等により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和 46 年 1 月 11 日に B 市で任意加入者として払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、及び申立期間の国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であったと考えられるが、この印紙検認の手続が申立人に関して申立期間の約 9 年以上の長期間行われずに、すなわち A 市が、国民年金手帳を持参していなかった申立人から国民年金保険料を収納し続けていたとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき年金記録の訂正は必要でないとする通知（平成 21 年 3 月 26 日付け）が行われている。

申立人は、「最後の一人まで支払う。」旨記載された新聞記事等を提出しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 28 日から 35 年 8 月 14 日まで
オンライン記録では、申立期間については、脱退手当金が支給されたこととされているが、当時、私は、A事業所を退職後も厚生年金保険に加入できる職場を探して就職したことを覚えており、脱退手当金を受給した記憶は無く、また、請求したこともない。申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されているページとその前 19 ページ及び後 4 ページに記載されている女性のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 35 年及びその翌年の 36 年に資格喪失した者 23 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む 12 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人と同じ 35 年に資格喪失した申立人を含む 7 人全員が退職後 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、事業主は、「申立期間当時、事業所において退職の説明時に脱退手当金の説明も行い、請求書に本人が記入後まとめて社保に提出した。」と供述しているところ、連絡先が把握できた同僚の 1 人は、「事業所から代理請求の説明があった。」旨供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後に当たる昭和 35 年 11

月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月1日から36年1月1日まで

私は申立期間中、病院の分院で調理師として寮に住み込みで働いていた。65歳になったので年金の受給手続を行おうとしたところ、その分院で働いていた期間の被保険者記録が無くなっていることが分かった。その後、社会保険事務所(当時)で相談した際、脱退手当金が支給されていることを知らされたが、退職する時には退職金も受け取っていないので、脱退手当金も受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、脱退手当金の受給資格要件を満たし、かつ被保険者資格喪失後、6か月以内に他事業所で被保険者資格を再取得している者及び当該事業主の関係者を除く者23人の支給記録を調査したところ、申立人を含む14人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む13人がいずれも資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後に当たる昭和36年3月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬが、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社に昭和 63 年 3 月 31 日まで勤務していたのに、オンライン記録では、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 4 月 1 日ではなく、同年 3 月 31 日とされていることが分かった。

昭和 63 年 3 月 31 日まで同事業所に勤めていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管する出勤簿及び同事業所の事務担当者の供述により、申立人が昭和 63 年 3 月 31 日まで勤務していたことが確認できる。

また、同事業所が保管する出勤簿により、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が月末とされている同僚 6 人のうち 3 人は当該出勤簿の最終押印日が申立人と同様、月末最終日であることが確認できる。

しかし、同事業所が提出した申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、退職日を昭和 63 年 3 月 30 日とし、資格喪失日を同年 3 月 31 日とした届書が社会保険事務所(当時)に提出されたことが確認できる。

さらに、同事業所では、給与支給明細書の記載内容等から厚生年金保険料等は翌月の給与から控除されていることが推認でき、昭和 63 年 3 月の保険料については退職月である同年 3 月の給与から 2 月の保険料と併せて 2 か月分が控除されることとなるが、申立人が提出した 3 月の給与支給明細書によると、1 か月分(昭和 63 年 2 月分)の控除しか確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。